

香芝市美化運動実施要領(昭和59年4月1日施行)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要領は、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図り、美しい住みよいまちづくりのため美化運動実践月間を定め、住民参加のもと行う市内の清掃運動(以下「美化運動」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(美化運動実践月間)

第2条 美化運動実践月間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 5月1日から同月31日まで
- (2) 10月1日から同月31日まで

(清掃場所)

第3条 美化運動の清掃場所は、市内の道路、水路、公園その他公共の場所とする。

(清掃日)

第4条 美化運動の清掃日は、美化運動実践月間中において、各自治会が定める日とする。

(清掃方法)

第5条 清掃後のごみは、燃えるごみ又は燃えないごみにそれぞれ分別してごみ袋に入れ、一定の場所を定めて集積するものとする。

2 前項の規定により集積したごみは、その集積した日の翌日(その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日等でない日)に、市が収集するものとする。

3 泥、雑草等の処理は、各自治会において適切に行うものとする。

4 自治会は、清掃日及び集積場所について、あらかじめ美化運動に関する事務を所掌する課へ連絡するものとする。

(清掃に関する配布用品)

第6条 市は、自治会に対し前条第1項のごみ袋を配布するものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。